

みなさんの出産・子育てを応援します！

出産・子育て応援交付金事業(国の出産・子育て応援給付金)

出産・子育て応援ギフトのご案内



ご妊娠・ご出産おめでとうございます。

核家族化が進み地域のつながりが少なくなっている現代において、孤立感や不安を感じる妊婦さんや子育て家庭の方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。尾花沢市で暮らしているすべての妊婦さんや子育て家庭の皆さんが安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで継続して相談支援を行い、経済的な支援を実施いたします。

支援内容

◎相談支援(面談):別紙の『子育てガイド(※)』を使用し、今後の見通しを一緒に立てながら必要な手続きや利用できるサービスの確認、不安や心配なこと等の相談ができます。

※子育てガイドとは、妊娠から子育て期間の流れを一緒に確認し、今後の見通しを立てるためのチェックシートです。

◎経済的支援:出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減のため、妊娠期に妊婦1人につき出産応援ギフト 50,000 円、子育て期にお子さま1人につき子育て応援ギフト 50,000 円を給付します(各ギフトは非課税です)。

対象者

申請時点で尾花沢市に住所がある下記の方が対象です

○出産応援ギフト:妊娠届出をした妊婦(妊娠中に日本国内に住所がなかった場合は対象外です)

○子育て応援ギフト:生まれたお子さんの養育者

面談の時期	対象の方
妊娠届出時	全ての妊婦さん
妊娠 7~9 か月頃	ご希望がある方(※1)
乳児家庭訪問時	全ての子育て家庭
産後の育児期	ご希望がある方(※2)

→ 面談後、出産応援ギフト 50,000 円を給付します

→ 面談後、子育て応援ギフト 50,000 円を給付します

(※1)時期が近くなりましたら全員に面談案内とアンケートを送付します。アンケートは必ずご回答ください。

アンケート内で面談の希望を確認します。面談希望がない方には電話で支援を継続します。

(※2)不安や心配なこと等あれば何度でも受けることができます。

※妊娠届出後の流産・死産・人工妊娠中絶・新生児死亡等の場合も本ギフトの対象となります。

必要なもの

- ①申請書(健康増進課内にあります)
- ②申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- ③振り込み用の通帳の写し



給付申請期限

出産応援ギフトは原則妊娠中、子育て応援ギフトは原則生後 4 か月頃までの間に申請ください。期限内に申請できないやむを得ない特別な事情がある場合はご相談ください。

その他

転入者の方につきましては、転入前の市町村で給付金を受け取っている場合は対象とはなりません。



【申請・お問合せ】

尾花沢市健康増進課 健康指導係
電話：0237-22-1111 (内線 628)